

特集 まちを創る、みんなで創る

～地方分権時代のまちづくり～

インタビュー



『登別市まちづくり基本条例』提言書の提出を終えて

おがさわらはるいち
小笠原春一さん

『登別市まちづくり基本条例検討委員会』委員長

まちづくりの基本は、地域の課題を市民と行政が対等な立場で同じ目的に向かって考え、理解し、協力して進めていくこと。これが21世紀を迎えた社会の目指すべきまちづくりの方向であり、協働のまちづくりであると考えます。

そのための仕組みをつくろうと『登別市まちづくり基本条例検討委員会』では論議を重ね提言書を提出しました。

提言書の提出は終わりましたが、終わったという実感はなく、これからが始まりではないかと感じています。

これからは、検討委員会のメンバーを中心に立ち上げた『登別まちづくり条例市民会議』として、提言に関する行政や議会の対応、推移を見守り、条例策定までの情報提供を求め、条例策定過程に生じる課題などに対し、市民の意見や具体案の提示など市政への参画を実践していきたいと思っています。

行政の政策活動と市民との協働

総合計画は、この条例の基本理念にのっとり、広く市民の参画を

図であるコミュニティを育て、守ることが必要であり、市は、そのコミュニティの自主性・自立性を尊重しながら、必要に応じて、支援することも大切です。

また、経済、観光、文化、スポーツなどのあらゆる分野に関する取り組みを通じて、市外の人々の意見や提言をまちづくりに活用するとともに、近隣自治体や国・道などの関係機関と協力・連携に努める必要があります。

行政組織と職員政策

得て協働により策定するとともに、その策定にあたっては、健全な財政運営や的確な行政評価との連携を踏まえることが必要です。

市の組織は、この条例に定める行政運営の基本原則に基づくとともに、社会経済情勢や市民の要望などの変化に的確に対応できるよう、柔軟に編成しなければなりません。

また、市は、効果的な行政を遂行するため、職員数の適正化に努めるとともに、職員の政策能力の向上を図るため、研修体制の充実に努める必要があります。

議会の役割

議会は、市民のまちづくりに対する関心と参加意欲を高めるため、議会の活動を広く市民に公開するとともに、市民との連携を図る必要があります。

市民、市長、議員、職員の責務

市民、市長、議員、職員は、この条例に定める基本理念と、これに基づいて創設される制度を遵守し、お互いが協働して、まちづくりを推進します。

最高規範性と

市民自治推進委員会

この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、この条例に定めるまちづくりの基本理念に基づき、その他の条例・規則等の制定などに努める必要があります。

また、この条例の目的を達成するため、市民自治推進委員会の設置を提唱しています。

この委員会は、この条例に沿った市民自治の推進を検証するとともに、協働のあり方やこの条例の見直しなどについて、検討するものです。

この特集に関するお問い合わせは 企画課

☎⁰⁵ 1 1 2 2 FAX⁰⁵ 1 1 0 8

Eメール: kikaku@city.noboribetsu.hokkaido.jp
市のホームページ: <http://www.city.noboribetsu.hokkaido.jp>

